

事 務 連 絡

平成23年3月22日

都道府県
各 指定都市 障害福祉関係主管課 担当者 様
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者自立支援法に基づく児童デイサービスに関するQ&Aについて

平素より障害福祉行政にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおりQ&Aを作成しましたので、ご送付します。

都道府県におかれましては、貴管内市町村に周知いただくよう、お取り計らい願います。

なお、改正後の児童福祉法第6条の2第4項に基づく「放課後等デイサービス」の新設（平成24年4月1日施行）に伴い、「児童デイサービス」は廃止されることとなり、同時に今回の法改正による特例による児童デイサービスの利用を認める措置も廃止されることとなります。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課企画法令係

TEL 03-5253-1111（内線3148）

障害福祉課地域移行・障害児支援室 障害児支援係

TEL 03-5253-1111（内線3037）

障害者自立支援法に基づく児童デイサービスの特例に係るQ & A

Q 平成22年12月10日（※）から児童デイサービスに関する取扱いが一部改正されたが、利用年齢に関する特例については、18歳に達するまでの間に児童デイサービスを受けていれば、その対象としてよいか。

（※）「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）の公布日

A 障害者自立支援法第31条の2第1項の規定により、児童デイサービスを利用している者が、引き続き児童デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められる場合は、その旨の支給決定が可能であることとされたが、満18歳に達するまで連続して児童デイサービスを受けている者のみならず、特段の事情により満18歳に達するまでの間に児童デイサービスを受けていない期間がある者についても、今回の法改正の趣旨に鑑み、引き続き児童デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められる場合には、対象となりうる。

Q 特例により児童デイサービスを受ける者が、その他の障害福祉サービスとの併給を受ける場合、障害者自立支援法第31条の2第2項の規定はどのように適用されるのか。

A 特例による児童デイサービスの利用に関しては、利用者本人を「障害児又は障害児の保護者」とみなして第19条から第31条までの規定を適用し、その他の障害福祉サービスの利用に関しては、原則通り利用者本人を障害者として扱う。

Q 特例により児童デイサービスを受ける場合、その支給決定に際して、障害程度区分の調査及び認定を実施する必要があるか。また、特例により児童デイサービスを受ける者が、その他の障害福祉サービスとの併給を受ける場合はどうか。

A 障害程度区分の調査及び認定について規定した障害者自立支援法第20条第2項及び第21条第1項についても、利用者を「障害児又は障害児の保護者」とみなして適用することとなるため、障害程度区分の調査（106項目調査）及び認定を実施する必要はない。この場合、障害児を対象とする10項目の調査を実施することとなる。

また、特例により児童デイサービスを受ける者が、その他の障害福祉サービスとの併給を受ける場合には、障害程度区分の調査（106項目調査）及び認定を実施することとなる。

Q 特例により児童デイサービスを受ける場合の負担上限月額の算定に関して、世帯の範囲はどうか。

A 利用者本人の属する世帯の収入によって負担上限月額を算定する。

具体的には、利用者本人が親やその他の家族と同じ世帯であれば、親等の収入も含めて算定することとなり、また、利用者本人が親等と別の世帯であれば、親等の収入は含めず本人及びその配偶者の収入により算出することとなる。

Q 特例により児童デイサービスを受ける者が、その他の障害福祉サービスとの併給を受けた場合の負担上限月額はどうか。

A 特例による児童デイサービスとその他の障害福祉サービスとの併給を受けた場合には、障害者自立支援法施行令第17条に基づき、その他の障害福祉サービスに係る障害者としての負担上限月額が適用される。